

ワイマール「社会権」の評議会条項

(第一六五条) からみた特質(その三)

古川利通

目次

第一章 ドイツ十一月革命と評議会(本論集第十五号・第十九号)

第二章 ワイマール憲法第一六五条評議会条項の意義

第一節 労働共同体構想の展開

前史／十一月協定の成立／十一月協定のイデオロギー

分析／労働共同体構想と評議会(以上 本号)

第二節 ワイマール憲法第五章「経済生活」

第二章 ワイマール憲法第一六五条評議会条項の意義

前章で述べたようにドイツ革命は、ニンカーレカイザーツウムを否定し、国民議会および市民的であるかぎりの民主的政治的諸権利を達成したが、同時に他方では、まさにこの市民的＝ブルジョア民主主義的変革によって、人民の民主主義革命が否定されるという複雑なしかも不徹底な民主主義革命にとどまつた。このドイツ革命のブルジョア民主主義的性格とブルジョア的反革命性との結節点は、既述のように「国民議会か評議会か」

という政治的実践の対決点にあった。そして、この両者の結合を指導し実践したのが社会民主党であり、その結果成立したのが「ワイマール民主主義」である。

「ワイマール民主主義」の主要な内容をなす彼らの社会民主主義イデオロギーの特徴は、まず評議会の総体性と直接民主主義的性格を否定するところにあった。「政治的民主主義と経済的民主主義」という一元論により、労兵評議会の政治的性格が剥奪され、「純粹」政治的民主主義に対応して「純粹」経済的民主主義が創出された。ワイマール憲法第五章『経済生活』の規定の全体は、国民議会＝政治的民主主義を論理的な前提とした上ではじめて成立した社会経済的諸規範なのである。この意味で『経済生活』はまず右の一元論が含意しているブルジョア民主主義による反革命的イデオロギーの規範化といえる。

だが他方、『経済生活』は古典的ブルジョア民主主義の「発展」でなければならなかつた。ドイツの体制的危機は、創出さるべき憲法に一定の社会的経済的内容の民主主義を導入しないかぎり「解決」されえなかつたからである。

さて、このような『経済生活』におけるブルジョア的反革命性は、労働共同体的イデオロギーにあらわれ、人民の民主主義的主張は、すでに不具にされた形においてではあるが、『社会化』『評議会』の憲法への導入を求める形であらわれた。

本章の課題は、第一に『経済生活』の規範内容を構成する労働共同体イデオロギーと評議会イデオロギーの対抗関係を跡づけることによって、ワイマール憲法第一六五条の性格を剥出すること。第二に、そのような社会的経済的諸規範の内容が、その規範の形態といかかる関連にあるかを探ることである。

第一節 労働共同体構想の展開

—前史

労働共同体という制度的な構想は、古くは一八四八年のフランクフルト憲法制定国民議会における營業条例草案第四二条および第四三条にまとめることができるにしても、直接的には一九一六年十二月五日に成立した祖国救助勤務法 *Gesetz über den Vater-ländischen Hilf dienst* に淵源をもつ⁽¹⁾。

第一次世界大戦は、一九一四年八月四日に社会民主党のショウヴィニズム的体質を露わにするとともに改良主義的労働組合の国家に対する態度を変えた。政府、企業家、労働組合指導部は戦争のために同盟者となり、軍需物資生産のために共同委員会がつくられた。たとえばベルリンでは「ベルリン企業連合体と若干の組合連合(ヒルシュ・ドゥンカー、自由、キリスト教組合)⁽²⁾との協定によって、戦時経営を摩擦なく行うよう保障するため、大ベルリン金属経営戦争委員会」⁽³⁾が形成された。これを先取りとした祖国救助勤務法は「国民全体の利益のために現存する賃金協定は無効としえないもの」とし、争議の自由と労働の自由を奪った。その「代償」として強制的に五十人以上の従業員を有するすべての企業に設置されたのが労働者委員会である。この委員会の任務は「経営の労働者諸階層の一致と労働者および使用者の完全な一致を促進することである」⁽⁵⁾。このような労働者委員会に疲弊した労働者がほとんど共感を示すはずもなく、一九一八年以後は、自然発生的な、無統制なストライキが頻発した。

他方、労働組合官僚は戦時経営の有力なパートナーとして国家機構に組み入れられていく⁽⁶⁾。たとえば、最後の帝政内閣であるマックス・ホン・バーデン内閣には、自由労働組合総委員会副委員長グスタフ・バウア⁽⁷⁾がライヒ労働局局長に、キリスト教労働組合の指導者ギースペルツはライヒ経済局次長に任せられた。このことは、帝国主義的超過利潤を広範に保障することが困難となり、労働貴族層を厚くすることが難しい時代については、「改良主義的労働從僕に対する支配者からの政治的特権や贈物の付与が、『買収』にかわって重要な政

策的手段⁽⁸⁾となることを示している。

二 十一月協定—シュティンネス＝レギーン協定の成立

「ここ四年間ドイツの勝利の意志の体現者であったルーデンドルフ將軍が、陸軍少佐を介して、帝国議会に公然と、かれが戦いに敗れいまや帝国議会が即刻に權力をとらなければならない」と語った十月二日、マイマール民主主義の基礎の一つである十一月協定の準備作業が始められた。⁽⁹⁾ この協定の工業家側の代表者であるハンス・ホン・ラウマーによれば、十一月協定は「事態の急変に押し流されることのないよう」に、労働組合との有機的な連携の方途を見出す⁽¹⁰⁾ために、新興財閥であるK・F・V・ジーメンス、W・ラーテナウおよび旧財閥のシュティンネス等によって提案された。この提案は、自由労働組合議長レギーン、議長代理のバウアーによって「好意をもって」迎えられた。さらに、十月三十日にシュティンネスとレギーンは軍の混乱を避けるには、ヒンデンブルグが復員の指揮をとるべきだと考え軍部を説得した。これが効を奏し独占資本、軍部、改良主義的労働組合指導者の三位一体的支配が敗戦に際して確立されたのである。無条件の信頼関係に立った労使の連合關係がその時のドイツに実在した唯一の影の權力であった。

だが、十一月九日のベルリンでの革命の勃発は、事態を急速に進展させた。すでに述べたように、独占資本およびユンカーの政治的支配は、ベルリン労兵評議会を介した社会民主党の政治的支配にのみ依存し、また軍事的支配も非公然のエーベルト＝グレーナー協定を頼みとするほかなかった。独占資本は、右翼社会民主主義者との「強固な同盟」政策を維持することだけが残された道だったのである。協定を締結するための会合は、二、三日の中断をはさんだだけで急がれた。革命が勃発した後にもかかわらず、右翼社会民主主義者は条件付の八時間労働制を要求したのにとどまつた。⁽¹¹⁾ このように組合側も協定の締結を急いだのは、改良主義的労働組合の存在 자체が労兵評議会によって脅やかされはじめたからである。ともあれ、ドイツ労働者階級の年来の願

望であった八時間労働制は、独占資本の側の譲歩というよりむしろ革命に対する予防措置として導入されたのである。

三 十一月協定のイデオロギー分析

シュティンネス＝レギーン協定は、十一月十五日締結された。人民代表委員政府は同日ただちにそれを承認し、共和国法律となした。十一月協定は、独占資本の自発的な妥協という経過にもかかわらず、なおブルジョア民主主義の発展たり得べき諸要素を含んでいた。

確かに、協定の前文にかかげられた目的は、「わが国の国民、經濟の再建のためにすべての經濟的諸力を結集する」(傍点筆者)ことであり、また協定の三日前に出された人民代表政府の布告もまた、独占資本の生産手段の社会化やユンカー的大土地所有の廃棄を宣言していなかった。反独占反ユンカーの民主主義的措置を取る意志の表明どころか、評議会による“野蛮な社会化”に対抗しようとする独占資本および改良主義的労働組合幹部の自己防衛の意志が宣言されていた。しかし、それにもかかわらず、十一月十二日の政府布告が、反社会化布告とともに戒厳令の廃止、言論・出版の自由、集会・結社の自由、信教の自由等の一連の政治的民主的諸権利の宣言であったと同様に、十一月協定もまた一定の民主主義的権利を定めていた。

十一月協定は、その第一項において労働組合が「労働者団の正当な職業別代表である」とことを承認し、「労働者および婦人労働者の団結の自由を制限することは許されない」(第二項)としていた。さらに第三項は「使用者および使用者団体は、今後、職場団体を完全に放逐し、間接的にも直接的にもこれに援助を与えない」と定め、從来からの大きな労働問題であった職場内における黄犬団体の排除を宣言したのである。

革命の第一週に誕生したこの協定は、資本から独立した無制限の団結の自由 Koalitions Freiheit を確定したかのようである。つまり、十一月十一日の政府布告第二項「結社集会の自由 Vereins und Versammlungsrecht

には何らの制限がなく、ストライキの自由を奪っていた祖国救助勤務法は廃止される」と照應させるならば、この時点における独占資本と改良主義者の支配政策が無制限の「団結の自由」を容認するものであったことを確認できる。これは疑いなく資本主義的生産関係のうちにある労働者階級の状態に付与された民主主義的改良であり、一大階級の公然たる闘争の「場」を提供するものであった。

しかし、十一月協定にはもう一つの魂が含まれていた。「労働共同体」構想これである。この構想は、十二月二十三日の臨時政府令が自ら承認しているように、戦時中の祖国救助勤務法によって設けられた労働者委員会と労使共同委員会の発展であった。⁽¹⁶⁾協定は労働共同体を次のように構想していた。

五十人以上の従業員を有する経営には労働者委員会が設置されねばならない——強制設置主義——。この労働者委員会の目的は、従業員団を代表し、かつ経営事業主と共にして団体協約の実施を監督することである。またこの労働者委員会を職業別下部組織として中央労働共同体が設置される。この中央団体の任務は、本協定の実施、動員解除、経済活動の維持、労働者の生活に関する広汎な措置を規制することである。そして、その構成は関連労使の組織体から、同数の構成によって組織される。

このような労働共同体構想は、後述の如く社会化と評議会制度を求める労働大衆の一九一九年一月から三月にかけての闘争によって、一定の変容をうけて評議会条項に取り入れられたが、この十一月協定それ自体は、一九二四年の重工業独占資本による八時間労働制に対する攻撃によって、形式的には消滅した。しかし、この労働共同体イデオロギーはその後ナチスの「民族労働共同体」へと継承されたことは周知の事実である。それはともかく、一九一九年三月に至るまでに、若干の法令が制定されこの労働共同体構想が具体化されていった。第一に、労働共同体が設けられるべき領域は全産業からすべての行政機関にまで及ぶこと。第二に労働共同体の任務は、団体協約実施の監督、団体協約のない所では労働条件・賃金に關し使用者と協定を締結す

ることに加えて、労使の同等性に基づく参加原則に従って、産業と労働にかかるすべての経済的諸問題を共同して解決することである(十二月四日の労働共同体に関する法律)。

このような労働共同体構想は、とりわけイデオロギー的に労働大衆を捕縛した。ヒルシュ＝ドゥンカー組合およびキリスト教労働組合は、当初から何らの疑問をもつこともなく、労働共同体を無条件で承認していたし、自由労働組合もまた、一九一九年六月の大会で七十ペーセントの賛成によってこれを承認した。⁽¹⁷⁾

しかし、右派社会民主主義的幹部の指導によつて労働大衆が抱いた幻想である労働共同体は、労働者の自由の権利化である団結の自由と実は全く対立するものであった。なぜならば、団結の自由は、労働者が自らの社会的本性に基づいて団結し、その権利の行使はあくまでも社会的自由の拡大にあるのであって、すべての産業・職業部門にわたつて階級「協調」を強制し、労働者階級の勢力範囲を共同性の名の下に固定するのが労働共同体であるからである。十一月協定には、この二つの魂がなお対立を明確にしないまま息づいていた。その対立と葛藤は、評議会制度の国家組織への発展が否定された後も、評議会制度の憲法への定着をのぞむ急進的な労働大衆の要求と結びつき、複雑化されると同時にその対立性が明確にされねばならなかつた。

四 労働共同体構想と評議会

既述のように、独占資本とヨンカーレの経済的政治的軍事的支配に、直接対峙した労働者と人民の組織は評議会であった。革命後、多くの經營で形成された評議会の性格は多様であり、単にストライキの指導委員会にすぎないものから、生産統制と社会化を実施する組織まであった。⁽¹⁸⁾確かに評議会運動はとらえどころのない性格を有していたが、それには「人間の恐るべき諸関係から善なる諸関係を生みださんとする無限のあこがれ」がこめられていた。労働者階級は、悲惨なイデオロギー的混乱の中ではあれ、団結の自由を基礎としつつ「経済生活」の新しい形態をもとめていた。

しかし、十一月十六日まだドイツの政治的支配の正当性を担っていた労兵評議会は次のことを宣言した。「ベルリンの経営において勤労するすべての者の経済的利益の代表は自由な労働組合の任務である。労働組合執行委員会は、すべての必要な措置を取る権限を有している」と。これをうけて多くの職場で評議会が解体されはじめた。右派労働組合幹部は、「革命運動から生まれた労働者職員評議会は解体される」と宣言し、労働組合の管理の下で労働者委員会が選出されるべきだとした。そして、このようにして形成される労働者委員会の任務は、労働者および職員の経済的利益を代表するが、それは権限ある自由な労働組合と共同し、その同意を必要とした。これは改良主義的労働組合の下請機関でしかない労働者委員会へと評議会を変質させるものであった。

独立社会民主党(以下 U.S.P.D. と略記)は、この動きに対し、十一月十八日の党機関紙 *Freiheit* で答えた。「労働組合には経済的問題を、労働者評議会には政治的問題を取りあつかわせよう。そしてこの労働組合の支配の下にある労働者委員会は、生産過程の統制権と共同決定権をもつ」と主張した。⁽²¹⁾ この主張はすべてをもとめながら、実はローザ・ルクセンブルグが述べるように「企業家すら喜ばせる」ものであった。労働者を協調主義の労働組合指導部の下に追いやったうえに、その彼らに経営のコントロールを期待するものであったが故に。だが、U.S.P.D. の混乱の中にも一つの真実の願望があった。それは労働者による経営もしくは生産過程に対する統制の願望である。⁽²²⁾ ドイツ共産党(以下 K.P.D. と略記)は、経営評議会の任務を経営における日常闘争の一般的指導に任務を負うとともに「生産を統制し、最後には経営の指導に責任を負うこと」としていた。⁽²³⁾ しかし、ベルリン労兵評議会執行委員会は十一月二十日の社会民主党機関紙 *Vorwärts* の脅しに屈し、同日次のような決定を下した。⁽²⁴⁾ ①経営評議会は、労働者、職員にかかるすべての問題の管理を調整するにあたって、経営指導者と共同する任務を負う。②労働者、職員の経済的利害の配慮について経営評議会は、労働組合

と協調する。③経営の社会化は、内外のすべての諸問題を顧慮して、体系的かつ組織的に社会主義政府によつてのみ着手される。⁽²⁵⁾……この決定の実際上の意義は、既述のように、まず労兵評議会が評議会による社会化を放棄したことにおいてその「経済的権力」を手放したのであり、それは同時にその「政治的降伏」をも準備するものであった。さらにこの決定は、労働者評議会が団結の自由に基づく経済的政治的行動の自由の主体であるにとどまらず、生産過程に対する労働者統制を行う権利に対して「経営指導者と共同する任務」という枷をかけたことを意味していた。労働組合指導部は、直接民主主義的傾向を有し、なお基幹産業においては実権を握っていた評議会の権利を一切認めようとはしなかった。自由労働組合幹部レギーンは、「評議会制度は、いかなる場合にも能力ある機関とは考えられない。経済過程のコントロールと共同決定は、労働共同体の設立によって引きうけるべきである」と述べた。政府もまた、二月二十六日にシャイデマンが評議会に対する態度を表明した。「評議会制度を憲法または行政組織に組み入れる考えは全くない。」⁽²⁶⁾

このような見解が報道されるやドイツ労働者階級は、経営評議会の憲法による保障をもとめて、全土にわたりて強力なストライキ闘争を開戦した。だが、この反撃は既述のように全国的統一性を欠き、ノスケの義勇軍ヨウヨウぐんによって各個撃破されたし、その評議会に対する要求についても分裂したままであった。

K.P.D.は、一九一九年三月の時点ではまだ国民議会ボイコット、労働組合からの脱退、議会活動は無用な力の浪費と考えていた。⁽²⁸⁾かような態度からは当然憲法制定議会において評議会制度を主張することは問題となり得なかつた。他方、U.S.P.D.は労働者評議会を憲法に導入することを主張した。二月十九日、ヒルファーデングは労働者評議会には経済的機能のみならず、政治的機能が与えられなければならないと述べた。その政治的機能とは「中央労働評議会は、国民議会に提案された法案を審議する権利、また自主的に法案を提案する権利、提案した法案が国民議会によって拒否された場合、政府による国民審査を行わせる権利を有する」ということ

である。さへい U.S.P.D. は、立法、行政、企業における労働者評議会の共同決定権の憲法的承認をもとめたのである(二月二十七日宣言)⁽²⁹⁾。この構想は、三月五日のワイマール宣言(後述)を経た後の第二回全国労兵評議会で具体化された。それによれば「勤労住民の代表は、政治的分野においては労働者評議会であり、経済的分野においては経営評議会である。労働者評議会は評議会制度の完全な構築すなわち国民議会との共同決定権に至るまでは地方行政の統制を行うべきである」また「経営評議会は私的企業、地方自治体、国家経営企業において、労働者、職員、吏員の広範な利益を保護し、経営の立ち入った統制を行う」ことであつた。⁽³⁰⁾この U.S.P.D.を中心提起された評議会思想は、それ自体としては国民議会に接木された評議会にすぎないとしてゐる。経営における労働者統制と評議会構成メンバーが隨時リコールされ得る民主主義的な経営評議会制度を、政治的な労働者評議会に有機的に関連させる可能性をもつていたかぎりにおいて、労働者の社会的自由を拡大する制度として評価できるであろう。しかし、現実には、国民議会に背を向けた K.P.D. と議会活動に重点をおいていた U.S.P.D. とは共同歩調をとることができなかつたのである。

だが、前述した三月闘争がベルリンに及ぶに至つて、かたくなに評議会を否定していた政府も、三月五日に「ワイマール宣言」を発した。「われわれはデモクラシーの原則を死守する……経済デモクラシーは、政治上のデモクラシーと同様に重要である。われわれは経済デモクラシーの機関を設置するであろう。この機関とは、経営評議会である」⁽³¹⁾この経営評議会の憲法への係留の意図をキリスト教労働組合の幹部であり、エーベル政府の郵政大臣でもあるギースペルトは、一九一九年四月次のように述べている。「われわれは評議会思想を十分に評価しなかつたし、それにもある程度健全な真実があるのをあまりにも遅くなつて知つた。その理由は、ロシアからそれが政治的概念として我が国に導入されたからであり、それがロシア革命の悲劇的な宣言とともに導入されたからである。……もし評議会に、経済生活の組織化と発展により完全に参加する権利が付与され

ていたならば、そしてそれが合理的に行使されるかぎり、労働愛の覚醒と労使の間の密接な利益共同体の確立に貢献せざるを得ないだらけ。⁽³⁾
このよつた意図はともかく、義勇軍の弾圧と「ライメール宣^{セイ}」による11月闘争は終熄した。評議会の憲法への導入が確定したのである。

(未完)

註

- (1) 前田達男「ライメール経営評議会法の成立と展開」法学論叢第八〇巻第三号、六八頁以下。
- (2) Seidel, S. und Tauscher, November revolution und Arbeitsrecht; in Staat und Recht, 7Jg. Heft. 12, S. 1194.
- (3)(5) Seidel, S. und Tauscher, op. cit., S. 1194.
- (4) Brunet, M., The german constitution, 1922, P. 328.
- (6)(7) 花見忠『労働組合の政治的役割』1115—K頁。
- (8) ハンベキー『第II期と社会アシズム』一九三〇年、一七四頁^o。
- (9) ハーベルグ『カーマル共和国成立史』11四三頁^o。
- (10) 安世舟『ムイツ社会民主党序説』一九一頁以下参照。
- (11) 野村修編『ムキョベント・ムイツ革命』六八頁以下。
- (12) Seidel, S. und Tauscher, op. cit., S. 1196.
- (13) 安世舟、前掲書、11九一頁以下参照。
- (14) 前田達男、前掲論文、七九・八〇頁。
- (15) Seidel, S. und Tauscher, op. cit., S. 1198.
- (16) Brunet, op. cit., p. 250.
- (17) Seidel, S. und Tauscher, op. cit., S. 1197.
- (18) 本稿の第一章参照。Autorenangabe: Dr. phil. Max Seidel, Universität Marburg, 1928, S. 303

ワイマール「社会権」の評議会条項(第165条)からみた特質(その3)(古川)

- (19) Verhandlungen der vertassunggebenden Deutschen Nationalversammlung, Band. 336, S. 393.
- (20) Polak, K., Parlamentarismus und Rätemacht in der Novemberrevolution 1918, in: Zur Diafektik in der Staatslehre, S. 102.
- (21) Polak, K., op. cit., S. 103.
- (22) Polak, K., op. cit., S. 104.
- (23) ドーハ・ヘッセハトネ『選集』第四卷、158頁。
- (24) ドーハ・ヘッセハトネ『選集』第四卷、158頁。
ナレハノ十五の Vorwärts (前進)が、「われわれは資本主義による計略の上に、最初から少数者によつて社会主義を確立するべく危険の民主主義の基礎をあやしくするところを犯す」やつて敵対者の仕事を成功させるところがハリヒの危惧する。されば、われわれは警戒するのである。」²⁰ Polak, K., op. cit., S. 103, 262。
- (25) Polak, K., op. cit., S. 104.
- (26) Brunet, op. cit., P. 242.
- (27) Brunet, op. cit., P. 243.
- (28) ドーハ・ヘッセハトネ『選集』第四卷、158頁。
- (29) Polak, K., op. cit., S. 109.
- (30) Polak, K., op. cit., S. 109, 110.
- (31) Verhandlungen der vertassunggebenden Deutschen Nationalversammlung, Band. 335, S. 231.
- (32) Brunet, op. cit., P. 243.